

食品安全委員会企画等専門調査会

(第18回) 議事録

1. 日時 平成28年6月2日(木) 14:00～16:49

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 平成27年度食品安全委員会運営状況報告書について
- (2) 平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
- (3) 平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

川西座長、有路専門委員、井川専門委員、石川専門委員、今川専門委員、大倉専門委員、大澤専門委員、鬼武専門委員、神村専門委員、河野専門委員、小西専門委員、迫専門委員、高岡専門委員、戸部専門委員、中村専門委員、夏目専門委員、野口専門委員、藤原専門委員、山内専門委員、山本専門委員

(専門参考人)

伊藤専門参考人、唐木専門参考人、原田専門参考人、横田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、石井委員、堀口委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、箴島リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配布資料

資料1 平成27年度食品安全委員会運営状況報告書(案)

資料2-1 平成28年度「自ら評価」案件の決定までのフロー(案)

- 資料 2 - 2 企画等専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 2 - 3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 2 - 4 平成28年度「自ら評価」案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について（案）
- 資料 3 - 1 平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子
- 資料 3 - 2 平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画

6. 議事内容

○川西座長 定刻をちょっと過ぎましたけれども、ただいまから第18回「企画等専門調査会」を開催いたします。

本日は、20名の専門委員の出席予定ですが、藤原専門委員がおくれて来るということで、ただいまは19名の専門委員、5名の専門参考人の御出席です。

食品安全委員会委員からも5名の予定が、石井先生が少しおくれて来るという連絡が入っているようで、ただいまのところは4名の委員が御出席です。

結局のところ、欠席委員の予定が3名のところ、今現在は4名の専門委員が欠席という状態ですけれども、藤原専門委員は恐らく来られると思いますので、始めたいと思います。

それでは、事務局から資料等の確認をお願いします。

○小森総務課長 本日の資料は7点ございます。

資料 1 「平成27年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」

資料 2 - 1 「平成28年度『自ら評価』案件の決定までのフロー（案）」

資料 2 - 2 「企画等専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」

資料 2 - 3 「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」

資料 2 - 4 「平成28年度「自ら評価」案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について（案）」

資料 3 - 1 「平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」

資料 3 - 2 「平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

なお、内閣府におきましては、5月1日よりクールビズを実施しておりますので、御理解のほど、あわせてよろしく願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。もう5月に入ったら暑くなって、今は少し涼しくなりましたが、クールビズということです。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基

づく事務局における確認の結果を御報告ください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年11月20日の企画等専門調査会の資料1－3及びその後の提出された確認書を確認しましたところ、同委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○川西座長 御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局の報告のとおりでよろしいでしょうか。よろしいですね。

(「はい」と声あり)

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。議事「(1)平成27年度食品安全委員会運営状況報告書について」でございます。事務局から資料の説明をお願いします。

○小森総務課長 それでは、資料1に基づきまして御説明申し上げます。平成27年度の食品安全委員会運営状況の1年間のフォローアップ結果でございます。1枚おめくりいただきますと、目次の後ろに横長の資料がついてございます。右側の欄が平成27年3月24日に食品安全委員会で決定いただきました27年度の運営計画でございます。それに対応する形で左側に実績を表の中に記載してございます。

まず、左側の「I 総論」のところでございます。運営計画で定めました重点事項につきまして、円滑かつ着実な実施に取り組んだとしてございます。特に、より迅速かつ信頼性の高いリスク評価のための新しい評価方法として、コンピュータ等を用いた評価方法の導入・活用や食物アレルギーの評価等に係る企画・立案機能を検討するため、4月に訓練室として評価技術企画室を設置するとともに、10月に室員を増員いたしました。また、適切かつ迅速な評価のため、ワーキンググループを原則として食品安全委員会の直下に設置することといたしました。個々の評価としては、過酢酸製剤、クドアの安全性等の評価を取りまとめるなどしたほか、いわゆる「健康食品」について報告書及びメッセージを取りまとめました。また、「自ら評価」案件として、アレルギー物質を含む食品を選定いたしました。

リスクコミュニケーションにつきましては、企画等専門調査会において検討を行い、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」を取りまとめたほか、さまざまな媒体を活用して、国内外に向けて情報発信の取組を行ったということを記載してございます。

研究・調査事業に関しましては、研究・調査の各段階において外部有識者による評価を実施する体制を整備しました。

国際関係ではANSES、ASAEと新たに協力覚書を締結し、EFSAとも協力覚書を改定するなど、海外のリスク評価機関等との連携を強化しました。

次のページをお開きいただければと思います。まず、「1 委員会の運営全般」といたしまして、親委員会、専門調査会等の開催情報を記載してございます。

(1)の親委員会につきましては、1年間で45回ほど開催してございます。

(2)は企画等専門調査会でございますが、5月、6月、11月、ことしの2月ということで4回ほど御審議をお願いいたしました。直近の2月の会合では、「自ら評価」案件候補の選定について御審議をいただきまして、その過程でアレルギー物質を含む食品、人工甘味料、クルクミン、ジャーサラダの取扱方針について決定をいただいております。

(3)が各ハザードごとの調査会及びワーキンググループの開催状況でございます。専門調査会にはほかの専門調査会の専門委員を招いて審議を行った例でありますとか、合同で開催した例などを記載してございます。

3ページ、「(6) 事務局体制の整備」でございます。先ほど申し上げましたとおり、平成27年4月に訓練室として評価技術企画室を設置し、10月に室員を増員し、体制を強化いたしました。

4ページ、「2 食品健康影響評価の実施」についてでございます。まず、企業申請品目については、標準処理期間を設定してございます。この関係では昨年度1年間で81件の評価要請を受け、前年度までに評価要請のあったものも含めまして、124件の評価結果をリスク管理機関に通知しました。このうち2件については標準処理期間を超過したということに記載してございます。また、企業申請品目も含め、全体を通じてでございますが、27年度は133件の評価要請をいただきまして、要請が前年度までのものも含めまして、203件の評価結果を通知したと記載してございます。

以下、専門調査会ごとに処理状況を記載してございます。

5ページの下の方で「(2) 評価ガイドライン等の策定」についてでございます。ベンチマークドーズ法、(Q) SAR等の新しいリスク評価方法について検討を行うため、調査事業において海外に情報を収集いたしました。また、ベンチマークドーズ法につきましては、事務局においてアクリルアミドの評価への適用事例等における課題などの整理を行いました。さらに、国際的に導入されているDALY等、リスクを定量化する方法について、海外の専門家を招聘したシンポジウムを開催し、定量的確率論的評価方法の導入に向け、有識者及び参加者と意見交換を行いました。

6ページの2行目、香料評価の新指針案について検討し、添加物専門調査会で調査審議を行いました。

(3)は「自ら評価」についてでございます。

まず、①の選定につきましては、アレルギー物質を含む食品を自ら評価案件として決定いたしました。

②は自ら評価の進捗状況でございます。食品中の鉛とアルミニウムにつきましては、ま

だ具体的に調査会で審議をするところまでは至っておりませんが、知見の収集等を行っているところでございます。

一方、加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価につきましては、7ページでございますが、ワーキンググループを設置しまして、評価書案を取りまとめ、意見・情報の募集を行いました。

また、クドアにつきまして、評価書を取りまとめ、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知したほか、フモニシンについても調査審議を行いました。

「③『自ら評価』の結果の情報発信」についてでございます。先ほど申し上げたクドアにつきましては、ホームページ、Facebook及び季刊誌を通じて情報発信に努めました。加熱時に生じるアクリルアミドにつきましては、本年3月3日にセミナーを開催し、ホームページでの特設ページの開設やFacebookを通じて情報発信に努めました。

また、いわゆる「健康食品」につきましては、平成26年度の「自ら評価」案件の選定の議論において、「健康食品」全般の安全性について、食品安全委員会としての見解を取りまとめるとされたことを踏まえまして、いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループにおいて調査審議を行い、平成27年12月8日の第587回食品安全委員会において報告書及びメッセージを決定し、1枚にまとめた委員長・座長から「国民の皆様へ」というものとあわせて公表いたしましたところでございます。

さらに、カンピロバクターについてファクトシートを作成し、公表いたしました。

8ページ、下のほうの「3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」でございます。リスク評価の結果がリスク管理機関の施策にどのように反映されているかの調査を毎年行っておりますけれども、昨年11月の調査におきましては、平成25年度に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目と前回までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった評価品目について調査を行いまして、調査対象442品目のうち、リスク管理措置済みのものが203品目となっております。

9ページ、(2)は食品安全モニターの関係についてでございます。平成27年度中に39件の随時報告を受けつけました。このほか、意識調査に御協力をいただきました。

「4 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」についてでございます。昨年度は科学的知見に基づいた食品健康影響評価等を一層的確に行うため、研究・調査企画会議のもとに事前中間評価部会、事後評価部会、プログラム評価部会の3つの部会を置き、研究調査の各段階において外部有識者による評価を実施する体制を整備いたしました。

(1)は研究の推進についてでございます。平成28年度の研究課題について、公募の際に大学や研究機関等の関係機関に周知するなどをして決定したこと。平成25年度で選定した1課題及び平成26年度に選定した5課題について、中間評価を行って継続して実施したこと。平成26年度に終了した7課題について事後評価を実施し、ホームページにおいて公表したことなどを記載してございます。

10ページの下の方で、(2)の調査の推進についてでございます。平成28年度の調査課

題については5課題を選定し、手続を進めました。

11ページ、「5 リスクコミュニケーションの促進」でございます。企画等専門調査会において、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」の取りまとめを行い、平成27年5月に公表しました。この報告書を踏まえ、(1)のところでございますが、ホームページ、Facebook、メールマガジン、季刊誌など、さまざまな手段を通じた情報の発信をしております。

12ページ、(4)のところでございますが、昨年の5月には新たにブログを開設し、メールマガジン「読物版」の内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報等、さまざまな情報を発信しました。

「(5) 意見交換会」でございますが、平成27年度には意見交換会を26回開催しました。詳細なのですが、資料1の後ろのほうに参考というのがついております。参考4-4という資料がございます。ページにしますと23ページでございますけれども、この23ページの下の枠外のところに分野別の回数も示して書いてございます。幅広い分野を対象として行っているということでございます。また、初めての取組といたしまして、全体の中で回数として半分程度になりますけれども、栄養教諭等の学校教育関係者を主な対象として意見交換会を実施したところでございます。

もとの資料1に戻りまして、13ページの下の方の2-1をごらんください。記載してございますように、昨年度は「健康食品」であるとか、加熱時に生じるアクリルアミドなどにつきまして、食品健康影響評価等が国民にわかりやすく伝わるよう、記者ブリーフでありますとか、冊子の作成配付でありますとか、説明会の開催などにより、正確で科学的な情報の提供を重点的に行いました。

14ページ、「2-2 『食の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」でございますが、リスクアナリシス講座につきまして、地方での実施の要望が強かったことから、平成27年度からの取組として全国各地で8回の地方講座を行いました。

(2)でございますが、普及啓発については、講師派遣について計55回ほど行っております。啓発資料として季刊誌のキッズボックス総集編を全国の教育委員会や学校に配布したほか、メルマガ「読物版」の配信記事をまとめた総集編をこの3月に作成しているところでございます。

さらに15ページでございますが、リスク分析による食品安全委員会の取組の普及啓発を行うため、さまざまな国際シンポジウムを開催いたしてございます。

「3 関係機関・団体との連携体制の構築」でございますが、リスク管理機関との連携、地方公共団体との連携について記載するほか、マスメディアとの関係では5回、16ページでございますけれども、消費者団体等の関係では3回ほど情報交換会を実施してございます。

トランス脂肪酸、加工肉とred meat、アクリルアミドなどにつきまして、Facebookを活用して、一部の国際機関等からの不正確・不十分な情報への対応として、科学的な補足説

明を加え、情報発信を行いました。

「(4) 学術団体との連携」につきましては、学会にブース展示をいたしまして、リスクアナリシスの考え方の普及を行ったところでございます。

「6 緊急の事態への対処」でございます。平成27年度は、食品関係の大規模な緊急事態は発生していませんでしたが、そうした事態の発生に備えまして訓練を行い、訓練結果を踏まえ、対応手順について改善策を検討するとともにシステム改善を図ったところでございます。4月から実務研修を始め、12月の確認訓練までの結果の検証としては大きく4つのことが確認されたということで、以前、御報告させていただいた内容を記載しているところでございます。

17ページ、「7 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」でございますが、最新情報につきまして、さまざまな関係機関や媒体等から毎日収集を行っておりまして、日報で243回、隔週報で22回ほど作成し、関係機関等に配布し、委員会でも報告したところでございます。システムにも登録し、広く多くの方に御活用いただいていると考えてございます。

18ページ、「8 国際協調の推進」についてでございます。

(1) でございますが、国際会議等に委員及び事務局職員を17回派遣いたしまして、その成果につきましては報告会を開催するなどをしていたしまして、情報の共有を図ってございます。

「(2) 海外研究者等の招へい」につきましては、参考6に記載しておりますけれども、海外の研究者等を3回にわたって招へいし、シンポジウムを開催したところでございます。

「(3) 海外の食品安全機関等との連携強化」についてでございます。19ページでございますが、先ほど申し上げましたとおり、EFSAと10月に協力文書を改定しましたほか、ANSES、ASAEと新たに協力覚書を締結するなど、海外のリスク評価機関等との連携を強化しました。

農薬等の国際共同評価に担当者を派遣し参画したほか、評価に関し、さまざまな情報交換等を行ってございます。

「(4) 海外への情報発信」につきましては、英語版ホームページに月報ですとか評価書要約の英訳を43件掲載するとともに、海外連携機関に送付をしてございます。また、英文ジャーナルにつきましては、昨年度に4回発行してございます。

以上のような取組を踏まえ、27年度における委員会の運営状況としては、総論的にはおおむね運営計画に基づき推進することができたと考えておりますが、課題も含め、以下、1～5までに分けて総括をしておりますところでございます。

「1 食品健康影響評価」でございます。まず、評価の進捗という意味では、27年度は203件の評価を終了しておりますので、着実に実施することができたと考えておりますが、依然として評価中の案件が360件近くあるということ踏まえ、引き続き評価体制を強化すべきであるというようなことを記載してございます。特に国際動向にも沿った新たな評価方法を我が国にも導入・実用化していくことは不可欠であり、リスクアナリシスを進

めていく上で、内外の研修等を通じた職員の能力向上に努めることも必要であるとしてございます。

「2 食品健康影響評価技術研究」でございますが、これにつきましては、事業の透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、研究事業の成果がより一層評価に活用されるよう、真に必要性の高いものを選定する必要があるとして記載してございます。

「3 リスクコミュニケーション」でございます。さまざまな形で実施してきましたが、リスク評価結果をわかりやすく国民に伝える取組が重要で、この取組は国民の信頼を得られるよう取り組むことが必要である。絶えず改善を図り、関係者と連携して、よりよいコミュニケーションに努めていくことが重要であるということを記載してございます。具体的には、リスクコミュニケーションのあり方に関する報告書の検討内容を踏まえ、学校教育等と連携した科学的基礎知識の普及や幅広い層を対象としたコンテンツの作成等を強化する必要があるとしてございます。

「4 国際関係」でございますけれども、海外の関係機関と協力覚書を締結、改定などを通じまして、連携を強化することができたと考えておりますが、今後、より一層海外の関係機関との連携を強化するため、他の関係機関との協力文書の締結を検討する必要があるとしております。

「5 緊急時対応」につきましては、体制整備を図る必要があるということを記載してございます。

以上のような課題につきましては、2月の企画等専門調査会でも御議論いただきました、28年度の運営計画の個別重点事項の中でも記載しているところでございます。その中で課題への対応をしまいたいと考えております。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは資料の記載事項につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞお願いします。いかがでしょうか。

戸部専門委員、どうぞ。

○戸部専門委員 8ページの3の「(1) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」のところで、食品健康影響評価の結果に対して、リスク管理措置済みというのが203品目ということで、調査対象のうち半分は管理措置がまだ終わっていないということですが、これはどう評価したらよいのでしょうか。この残りの半分というところは頑張った半分だったのか、難しいのが残って半分なのか、そのあたりはこれをどう評価したらいいのかを教えてください。

○川西座長 いかがでしょうか。

○岡田情報・勧告広報課長 それでは、お答えしたいと思います。私は4月から着任しております情報・勧告広報課長の岡田と申します。

今、御指摘があったとおり、評価済みというのが全体では442品目で、リスク管理措置がとられたのが203で、審議中とか協議中というものもあるという形になっております。どう評価したらいいかというところはなかなか難しいところではあるのですが、やはり国民の健康の保護という観点で、やはり問題があるというようなものについてはヒアリングを行うという形で整理しております。そういう形でハザードごとのプライオリティーを決めながら、それぞれに対応していくというような対応で、実際にヒアリング対象品目というのは絞られておりますので、そういう形で対応しているというのが現状です。

○川西座長 どうぞ。

○姫田事務局長 少しフォローします。多分、当方でADIとかを打ったような品目が多いのですが、特に厚生労働省でMRLを打つのに時間がかかっているのではないかと。厚労省で汗をかいている状態ということで御理解をいただければと思っております。場合によっては農水まで戻って基準値が、使用基準が変わる可能性はあるので、今その状態でリスク管理機関が汗をかいているという状況がほとんどのものです。

○川西座長 いかがですか。

○戸部専門委員 ありがとうございます。状況はわかりました。数だけを見ると半分と思ってしまったので、例えば、先ほどのプライオリティーを決めてというようなところであれば、何か層別して、プライオリティーの高いものはもっと8割9割できていますとか、そのあたりを明確になっていけば、安心できるのかなと思っております。食品健康影響評価の成果というのはやはり管理に生かされて、そこで結果を判断することだと思いますので、そのあたりの表現の工夫をしていただければ、わかりやすいと思います。

○川西座長 どうぞ。

○姫田事務局長 全く同じ問題意識を持っておりまして、ただ、数でということではなくて、それぞれの評価、もう一つは管理措置が講じられたかどうかということも含めて、どうしていこうかと。場合によっては当方の評価結果によっては管理措置の変更が要らないものもありますので、そういうものも含めて、この項目というのはどう評価していくかは、現在は少し検討をさせていただくということにしたいと思っております。

○川西座長 その関連で参考1という資料を見ていると、結局、農薬が非常に審議中というのが多いとなっている。農薬と肥料・飼料等というところが比較的、数が多くて、これで見ると27年度分で評価が済んだということが、例えば農薬だと70です。審議中は239となっているので、これは239を審議していても27年度の実績で70だから、これは単純に計算すると、それだけでもあと3年かかるという計算になります。そんな見え方がするのですけれども、ここの話はそういう農薬の事情とは関係ないですか。

○姫田事務局長 今お話があったのは、当方が評価を終わって、その後、リスク管理機関がどうしているかという調査でございます。今ここを見させていただいているのは、リスク管理機関から諮問があって、あるいは「自ら評価」のものもありますけれども、それを食品安全委員会が評価を終わっているか、それともまだ評価をしているかというところですよ。

それと、もう一つは農薬のところが多いのは、農薬は239が審議中ですが、うちポジティブリスト関係が181、動物用医薬品で26の審議中のうちポジティブリスト関係が25というようなことを見ていただいたら、おわかりになるかと思いますが、ポジティブリスト関係がたくさん残っております。ただ、これはポジティブリスト化されたときに食品安全委員会できて間もなくなのですけれども、大量に来て、必ずしもデータは全部耳をそろえて来たわけではないので、まだデータが実はリスク管理機関から届いていないものも含めて審議中ということになっておりますので、そこは御理解をいただければと思っております。

ただ、ポジティブリスト関係なので、これは既に食品安全委員会ができる前、あるいはポジティブリスト化する前に既にMRLが打たれているものがほとんどでございますので、実際上の問題点というのはそんなに大きくはないのですけれども、私どもが順次評価していかないとはいけない。一方で、現在、農薬はARFDをつけることにしたものですから、そのARFDをつけるのが実は簡単だと思っていれば、全くADIをつけるのと余り変わらないくらいの作業量になったので、今、一生懸命その山を崩している最中でもございます。

○川西座長 ありがとうございます。では、この参考1の最後の203とリスク管理措置済みの203は、偶然に一致しているというだけですか。

○姫田事務局長 たまたまです。

○川西座長 たまたまですね。早とちりをしました。申しわけありません。

ほかに何か。どうぞ。

○鬼武専門委員 今のに関連することなのですからけれども、多分これは食品安全委員会の報告書というよりも、以前にもポジティブリスト制のことについて発言したのですが、厚

生労働省が主管として2006年5月にスタートした制度と記憶しています。その制度が始まって、もはや10年経過して、そこでのある程度のまとめが出ないと、やはり食品安全委員会としても多分、暫定基準を本基準にするとしても、先程姫田事務局長がおっしゃったようにデータがそろっていないとか、そういうもので急に来たものなので、むしろ厚生労働省のほうがポジティブリスト制を10年たってどうだという成果があれば、こちらにもそのことも含めて、農薬の評価数が残っていて、こちらが悪いということではないと思うのです。それはこの場で意見を言うよりも厚生労働省かもしれませんが、私はポジティブリスト制度については日本政府全体としては前進した中身なので、10年たってきちんと評価すべきと考えます。見直しといいますか、これまでやってきたこと自体の評価を当時は評価する暇がなくて暫定的にということだったのですが、現時点ではそのレビューが必要あるのではないかと思っている次第です。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますか。どうぞ。

○大倉専門委員 大倉です。

こちらで質問しているのかどうか大分迷ったのですけれども、8ページの上のほうの鶏肉中のカンピロバクターに関してです。確かにいろいろと資料を見させていただきますと、ホームページ上でも鶏肉の生食は危ないよというものをよく見ますし、ハンドブックなども本当によく作成されていると思うのですけれども、実際に今回のゴールデンウィークに東京と福岡の2カ所の肉フェスでカンピロバクターの食中毒が発生しました。それも同じ業者がやっているということで、ちょっとびっくりしたのですけれども、この場合の例えば、都県間、福岡県と東京都の間の情報の連携などは一体どうなっていたのか。

最初に東京、後で福岡だったと思うのですけれども、大学で講義をしているのですが、実際に福岡でも大学の学生なども実際に食べて中毒になったというような学生が結構いまして、お腹を壊しましたというような学生が結構いたりして、結局、後からまた審議に上がってくる緊急対応訓練にもかかわると思うのですけれども、幾らハンドブックを作っても食中毒が起こってしまっただけではどうしようもないところがあると思うのです。こういうような例えば、大きな一つの都県というか、都と県にまたがるような食中毒に関しては食品安全委員会としてはどのようにかかわっていかうかなという方針がもしございましたら、教えていただきたいなと思います。

○川西座長 いかがでしょうか。

○姫田事務局長 基本的にこういうときには、事実があれば保健所に届け出られます。保

健所から厚生労働省のほうに上がってきて、その情報が私ども食品安全委員会も含めて、関係機関、関係都道府県のほうに流れるということで、私どもは評価機関ですが、それぞれが国全体のリスク管理をやっているところに情報共有されるということになるかと思えます。

ですから、当然、今のが事実であれば、福岡のほうが事実確認をして、ということですが、全体的に保健所が全部そういうフェアをやっているから、そこに行って全部やれということとはなかなか難しいのではないかと思えますが、そこはそういう形での情報共有はかなり短いタームでできているということだと思っています。

○大倉専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 どうぞ。

○中村専門委員 当事者の東京都なので、少し補足をさせていただきます。カンピロバクターの食中毒の場合、潜伏期間が大体2～7日とございまして、患者さんは発症しても病院に行ってから保健所に来るまで、やはり3日くらいはかかりますので、実際にはイベントでの提供はほとんど終わっていたというところが1つです。

2つ目が、東京の場合は患者さんの最初の第一報があつてから、翌日まだ実はこのフェアがあつたのですけれども、ここのリスク管理にも書いてございますけれども、まだ実は生食についての規格基準はないのです。ですので、結局、保健所も指導というのが限界になっています。当事者の事業者はささみ肉につきましては、8分間ボイルして出しますということでやったのですけれども、結局は次の日も患者が出ていますので、実際には生の状態を出したと、それが現状ということでございます。

○大倉専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 どうぞ。

○箴島リスクコミュニケーション官 5月1日付で着任いたしましたリスクコミュニケーション官の箴島と申します。よろしくお願いたします。

実は私どもでつい最近あつた事案なのですが、15ページを見ていただきますと、食の安全ダイヤルというのがございまして、そこに消費者の方から食中毒ではないかというお話があつて、そのお友達も食中毒の症状を示しているというお話が私どもに入りました。

そこにつきましては、まず保健所のほうにお問い合わせいただきたいという話は申し上げたのですけれども、併せまして、厚生労働省さんのほうに情報提供を差し上げまして、厚生労働省さんのほうから食品を食べたところ、フェスティバルのようでございますので、

そこを所管する保健所さんのほうにも情報提供をいただいて、情報共有いただいているというところでございます。

補足でございましたけれども、以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

○大倉専門委員 ありがとうございます。九州というのは、もともと鶏を生で食べる食文化があるところでして、宮崎、鹿児島というのが結構、鶏刺しという形で鶏を生で食べます。食文化の関係もありますので、結局規制できないというところがたしかにあると保健所の方からも伺っているので、例えば、豚肉とかのように厳しく規制していくようなことは難しいかと思うのですが、やはり多いなというのが実感としてありますので、私どももできる限り、生で食べるのだったら、(カンピロバクターをはじめとする食中毒に)なるかもしれないということを頭に置いて食べてね、ということは言うのですけれども、なかなか減らないなというのがありましたので、質問というか、ここでお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○川西座長 どうぞ。

○山内専門委員 鶏肉の生は、獣医の領域ではもう完全に生はだめということです。いまだに生で食べている人のほうが私は信じられないのですけれどもね。厚生労働省も規制するかしないかは随分悩んでいるようです。我々も食鳥検査センター業務もやっているものですから、幾らカンピロのいろいろな対策をとっても、どうしても生でというと、それが出てくる可能性は高いのです。特に気温が高い季節になりますとですね。恐らく厚生労働省もその担当の方に会うと、規制に持っていかどうするかを今、迷っているというような話がありましたので、それはできるだけ食べないほうが、加熱をして食べるようにしたほうがいいのではないかと思います。参考までに済みません。

○大倉専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 言っただけなかったのですが、食品安全委員会は2009年に一応、カンピロバクターの評価をして評価書が出ているので、ホームページから引っ張ることができます。今回は肉フェスのニュースが流れて、すぐにではなかったのですが、Facebookのほうでカンピロバクターの生食に注意してくださいということを情報提供はさせていただきました。という報告です。

○川西座長 どうぞ。

○姫田事務局長 生食ということになりますと、牛肉の生食ということになると腸管出血性大腸菌が考えられますので、致死率がかなり高うございます。同じようにサルモネラ汚染もありますから、致死率のかなり高いものがあります。豚肉についてはE型肝炎がありますので、かなり重篤な疾病になります。カンピロバクターの場合は、場合によってはギランバレー症候群にというものもありますけれども、ほかの2つに比べて侵襲性が比較的低いものですから、基本的には食肉なので禁止するということが自体はかなり激しい規制だと思っております。ですから、そういう意味では、厚生労働省は牛肉、牛のレバー、豚肉ということろまでに規制をかけております。

私どものほうからもリスク評価をいただいた牛肉、豚肉については当然、禁止の方向での評価を是認して、私どもは評価をお返ししているところでございますが、カンピロバクターについてはそれらと比べると侵襲性が低いということも1つの要因です。

今おっしゃったように、宮崎、鹿児島は伝統的に、これは牛肉とか豚肉とかもそういうことを言われる方もおりますけれども、ほとんど生食というのは我が国での伝統ではございません。ただ、鶏肉については南九州で伝統的に食べているということで、それから鹿児島、宮崎については実際に県の中で管理を厳しくしていて、意外と宮崎、鹿児島のカンピロバクターの食中毒の発生数は少ないというような状況もございます。そこは厚生労働省が全体の中で、そういうことを考えておられるのだと聞いております。

○川西座長 どうぞ。

○石川専門委員 生食の検討委員会にずっと入ってやっておりまして、今まで牛のレバーとか豚のレバーとか、そういうのを禁止ということで議論をしてきた人間です。先ほどの鶏の生食ということについては、私たちの認識としましては、鶏の肉の中に何か病原微生物が入っているということではないと思います。と畜のところでみんな汚染されるということで考えておりますので、豚のE型肝炎以外のものは、生肉ということについては余り禁止できないのではないかと考えているのです。

ですから、今の南九州の鶏の生食については、例えば、たたきにして表面に熱を加えて、中のほうにはカンピロバクターはもちろん入っていないわけですね。そういう点では、なかなか鶏の生食というのは禁止しにくい、あるいはできないとは考えております。

また、これが今までわかったのでは、このクドアと同時期にフェアリーというのが馬肉で、肉の中にそれが入っているということはあるのですけれども、今までは0157についてもカンピロにしても肉の外ですね。加工するときの肉の外ですから、そういうことになると思います。いずれにしても、調理だとか、そういった扱いに対しての注意喚起は絶対に

必要だと考えております。

○川西座長 ありがとうございます。
どうぞ。

○伊藤専門参考人 今、調理ということが出ましたけれども、やはり鶏肉というのは侵襲性が高くないので、取扱いをきちんと教えていくということが大事だと思います。ところが、こういうカンピロバクターの食中毒というのが、私も学校で教えておりますけれども、学校現場で起こってくれると困るということで、調理実習のメニューの中から鶏肉を扱うメニューは、このごろは減っていつているという現状があります。なので、その取扱いをしっかりと教える場というのが昔に比べたら減っているのではないかと思いますので、そういったことも情報発信、検討をしていただけたら非常にありがたいのではないかと思います。

以上です。

○川西座長 どうぞ。

○山内専門委員 今これの防止のためにほとんどの食鳥処理場、検査場がHACCP方式を徹底するような形で来ていますので、とにかく表面が汚染されると、どこに行ったってアウトですから、その汚染がないような形で出荷できるような体制をきちんとしていこうということで今やっていますので、そこが全部がそうなれば、本当にその時点での汚染はなくなってくるということになるのではないかと。しかし、まだ全部がHACCP方式に転換しておりませんので、その辺がそういう意味では過渡期かなという気がします。

○川西座長 ありがとうございます。
どうぞ。

○渡邊専門参考人 カンピロバクターの2009年の評価をやったときの座長なので、少しコメントをさせていただきます。

1つは、日本のサーベイランスシステムの問題が少しありまして、皆さんが食中毒統計で見ているカンピロバクターの患者数というのは、多分2,700人くらいです。ほとんどが恐らく複数の事例があったときにのみ報告されている。これが、さっき話がありましたように、カンピロバクターはそんなに強い症状を出すこともないので、恐らく医者に行かなかったりして、医者が見たとしてもカンピロバクターの検査をしないということで、実際に数としては上がってきていないのだと思います。

ただ、その評価書にも書いてあるのですけれども、汚染率とか喫食率とか、いろいろな

ことで換算すると、日本では延べ患者が1億人規模を超えるだろうという想定です。それをギランバレーシンドロームの数、さっき話がありましたけれども、カンピロバクター罹患後にギランバレーを起こす率というのが1,000人とか数千人に1人ということで、そこから逆算してカンピロバクターへの感染がどのくらいあるかということを経算すると、数百万人という値が出てきます。ですので、1億人はオーバーかもしれませんが、まんざらそうではないだろうと考えられます。現在の報告制度での患者数というのが数千人しか出ていない。そのギャップが非常に大き過ぎるのです。

ですので、1つのリスクコミュニケーションのあり方としては、厚労省がやっている制度を否定するわけではないのですけれども、余り数が少ないとそんなに大したことがないだろうというイメージになってしまうので、むしろ食品安全委員会が評価してやったような数字を表に出して、これだけたくさん患者がいるのだから、ちゃんとしましようというように1つのコミュニケーションとして使うというのも、これに対しての皆さんのカンピロバクターに対する認識を高めていくためには、必要なのではないかと思います。

○川西座長 貴重なコメントをありがとうございます。

どうぞ。

○箴島リスクコミュニケーション官 リスコミ官でございます。後ほどリスコミ関係でまた御議論をいただければと思ったのですけれども、実は27年度におきましても、肉の生食関係でありますとかカンピロバクターとかをテーマにしまして、いろいろな意見交換会をしておりますので、少しだけ紹介をさせていただければと思います。

参考資料1のところでございます。24ページを見ていただきますと、地方公共団体との共催による意見交換会がございまして、その中の6番、12月4日、佐賀県を見ていただきますと、ここは栄養教諭や家庭科教諭を対象とした意見交換会の中で、肉の生食のリスクについて意見交換させていただいております。

26～27ページ、これはリスクアナリシスでございますので、対象者が異なってまいりますけれども、例えば26ページの第3回のところでは、「あなどるなかれ食中毒」ということでカンピロバクターを中心として、テーマを取り上げております。

27ページの2番と7番のところでは食中毒関係も扱わせていただいたりとか、あるいはこれはまた毛色が変わって恐縮でございますけれども、30ページで報道関係者の方々の意見交換会の中でも、30ページの右側で「夏場に多い食中毒について～カンピロバクター食中毒～」というように、いろいろな形のリスクコミュニケーションの場で情報提供をさせていただいているという実態もございます。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○有路専門委員 済みません、議論がクローズしかかっているところで大変恐縮なのですが、先ほどから議論になっているカンピロバクターの話では、恐らく生食用の料理を提供する料理店といますか、外食、レストランなどの部分の要するに注意喚起等をしているとは言っていますが、実際には恐らく消費する方がいらっしゃると商品として提供されるというところは変わらないと思います。

実際のリスクの大きさというところで考えると、正直に申し上げて、食品添加物よりはるかに高いリスクなわけですから、このあたりで言うところを規制せずにするかということも議論は必要だと思うのですが、まずは飲食店等の認知というところをモニタリングあるいはアンケート等できっちり調査をされた結果があるのか。あるいは消費者もそうですけれども、どういうリスクであると把握しているかということがないと、このカンピロバクターの問題は多分、頑張ってコミュニケーションをしていますということを主張して終わるといえるので、この部分はもう一歩進んだモニタリング等は必要なのではないかと思います。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 有路先生のおっしゃるとおりだと思っておりまして、以前、牛レバーの生食がまだ禁止される前に、東京都のほうでその生食に注意を呼びかけるということで、検討会か委員会がありました。私はメンバーに入っております。そのときに東京都さんのほうで、消費者だけではなくて、提供者側にどの程度、生の中にカンピロがあるかとかというところで認識しているかという調査を東京都さんがされたと記憶しているので、その当時の資料としては残っています。

なぜならば、その調査結果をもとにして、当時その飲食店向けのリーフレットと消費者向けのリーフレットを作成したのですけれども、そのときにインタビュー調査もやっていて、それは私がやったのですけれども、会社ができなかったもので、そのときに飲食店のほうから、うちはアルコールを噴霧しているから大丈夫だとか、そういう間違った認識の回答を得られたので、その誤った認識のあるものについて注意喚起をする内容のリーフレットをその検討会で作成し、まだ今もホームページからダウンロード、奥のほうに行けば多分できると思うのですけれども、調査は東京都さんのほうで当時していたので、それは参考にできるのではないかと考えています。

○川西座長 どうぞ。

○渡邊専門参考人 リスクコミュニケーションの非常に難しいところは、1つの例を挙げますと、例の0157も含めた生食の禁止を2012年に行ったわけです。その前後にどのくらい

患者数が変化するかを感染研の疫学センター等で調べたのですけれども、2011年の生食による感染の起こしやすさの指標としてのオッズ比を12くらいだとすると、2012年後半くらいになりやすさの比がほとんどゼロ近くなのです。ですので、禁止したことによる効果があります。

ただ、2013年になると、そのオッズ比が9から10にまた戻ります。ですので、熱さも喉もと過ぎれば何とかで、マスコミ等で報道したときには、皆さんは多分、気をつけて生食をやめましょうということになるのだけれども、一度それが忘れ去られると、もう忘れ去られるのは非常に早くて、1年もたたないうちにまた戻ってしまうということなので、やはりリスクコミュニケーションは一時的では絶対にだめで、継続性も含めた形でやっていかないと、なかなか根づかないのではないかと思います。

ですので、食品安全委員会がリスクコミュニケーションを一生懸命やられているので、ぜひ一時的ではなくて継続的に何かいろいろな方法を使って続けないと、なかなか地についたものにならないのではないかと思いますという実際のデータが出ていますので、その辺を考えていただければと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○石川専門委員 私は食中毒のことについては何回か発言したのですけれども、子供たちに先ほどの学校のほうできちんと食中毒にならないように食生活をしなければいけないということをお子様のときから、健康教育の中に入れていかなければいけないということを言っているわけです。そのときに、今、全国の学校に張られている、漫画の豚さんがハンバーグは色が赤くなるのはだめですよという形でポスターがいろいろと張られて、ああいうのをつくって、本当にそのばい菌がどこにいるのか、どういう扱いをするのかということの教育をきちんとやっていただくということが一番大事だと思います。

御存じのように生食は、例えば牛の生食は決して禁止されているわけではないです。あれはちゃんと加熱をして、1cmずつくらい切れば、中の肉は生で食べられるのです。ということは、中にはいないわけです。それを要するに、どこにばい菌がいるのかということをお子ちゃんと知りながら調理をしていただくことが大事ということになるわけです。

ですから、私たちはさっきのカンピロバクターというのは、統計的に全然届出が十分に行っていないということを言っていましたけれども、ノロウイルスなどはもっと大変で、厚労省の統計だと毎年2万人ですよ。ところが恐らく私たち臨床の人間から言わせると、その100倍はいると思います。ノロウイルスなどはどうやってうつらなくするかということはおもった難しいですから、やはりこの食中毒で被害を受けるということを国民が毎年毎年起こっているわけですから、これをしなくするためには、ちゃんとどうやって、どこにばい菌やウイルスがいて、どういうふうに対処するかということをお子様の中から覚えていか

ないといけないと思っています。そのための教育が必要だし、そのための食品安全委員会のいろいろな宣伝が必要だと思っています。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○河野専門委員 それ以外でもよろしいですか。カンピロバクターから離れてもよろしければ、ぜひ発言をさせてください。

○川西座長 ちょっと待ってください。カンピロバクターについては、きょうの議論の中で、報告書の文面を変えるというご指摘ではない。これからのことを考えると、主にリスクコミュニケーションの方法というか、事実は結構知られているのだけれども、それをいかに効果的にリスクコミュニケーションを継続的に行うかということをお食品安全委員会にしても、これは厚労省側の問題かもしれませんが、いずれにしても関係省庁がきょうの意見を参考にして、また次のステップ、リスクコミュニケーションをよろしく願いますというご指摘ですので、このカンピロバクターに関するご指摘、御意見は一応その議事録にとどめておくということでもよろしいですかね。

そろそろ1時間、非常に有益な御意見を多数いただきましたけれども、どうぞ。

○鋤柄評価第二課長 評価第二課長でございます。

ただいま座長がおまとめいただきましたように、リスクコミュニケーションについては引き続き、さらに力を入れていくということかと思っております。リスクコミュニケーション以外の実際のリスク管理の話について補足でお話をさせていただきますと、鶏肉中のカンピロバクターにつきましては先ほど渡邊専門参考人からお話もございましたように、かつて評価を行いまして、その際に生食をしないといったようなことから、さらにさかのぼって食鳥処理場での汚染防止対策をどうしたらいいのか。さらにさかのぼって農場においてカンピロバクターの汚染率をどう下げたらいいのか。幾つかのオプションについてモデルをつくって評価を行っているというところでございます。

その後、あくまでもこれはモデルでやったものでございますので、実際のそれぞれの措置がどのくらい効果があるかということとは十分にはわかっておりませんので、現在それぞれ管理機関、農林水産省は農場における汚染防止対策、厚生労働省は食鳥処理場における汚染防止対策といったようなものについて、それぞれ調査、さらに研究を進めていただいているということでございます。

カンピロバクター対策につきましては、この調査会でも昨年、実際のリスク管理機関と食品安全委員会が協力をして、具体的な対策について、さらに知見を進めていくことが大事ということをお指示いただきましたので、私どもとしましては、昨年より厚生労働省、

農林水産省と情報交換会を開催いたしまして、それぞれで行っている現場の対策、農場対策とか食鳥処理場の対策、そういったものについて、それぞれの成果をお互いに出し合っ
て、それを総合的に提供していくということで、昨年新たに食品安全委員会でもホームページを立ち上げて、まだ始めたばかりでございますけれども、そういった情報提供を進
めているところです。

今後、各管理機関での対策が進んでいけば、さらに食中毒の対策がさらに進んでいくよ
うに、いろいろなオプションが提示できていくのではないかとこのように期待をしている
ところでございます。引き続き、厚生労働省、農林水産省と協力して、対策を取りまとめ
てまいりたいと思っております。

○川西座長 ありがとうございます。

では、河野専門委員、どうぞ。

○河野専門委員 ありがとうございます。せっかくの年次報告書なので意見を申し上げます。
カンピロバクター対策は、本当に有意義な御議論だったと思うのですが、私は
今回報告いただきました11ページ以降、「5 リスクコミュニケーションの促進」の計画を
立てられたときに、戦略的にリスクコミュニケーションを実施していきますという言葉の
戦略的とは一体何なのかという御質問を当初に申し上げたような記憶がございます。

では、具体的に成果を拝見するとどうだったのかと思ひまして、やはり「戦略的に」と
書かれただけあって、今年度の食品安全委員会のとられたコミュニケーションの方法とい
うのはさまざまなツールを使われていて、言ってみれば、機を見て敏に動く情報提供をさ
れたのかなと感じております。特にFacebookですとかブログを有効に活用されて、報道で
まず最初に情報提供されるような国民が十分な知識がなく不安に思うようなことに対して、
非常にオンタイムに的確な判断に導いてくださるような情報を出して下さったというこ
ろ。そこは本当に戦略的という評価があてはまると思ひます。

あと2つありまして、1点は、国民の関心は非常に高かったけれども、なかなか「自ら
評価」の案件に採用されなかった「健康食品」に関してです。これに関してはことし食品
安全委員会さんはワーキンググループを立ち上げて報告書をまとめられ、広く世の中に対
して、食品を摂るということはどういうことなのだという根本的な意義も含めて、警告を
発して下さったと思ひます。非常にいい報告書だったと思ひますし、これか
らもうそういったスタンスを取り続けていっていただきたいと思ひます。

また、「自ら評価」の案件に取り上げられたアクリルアミドに関しては、よくわからない
ながらにさまざまな不安の要素が、ポテトチップス悪者論みたいになって蔓延してありま
したけれども、そのことに関しましても冷静な評価をまとめて下さって、食品安全委員
会からということで、私たちも参加させていただきましたが、どう読み解くかとい
う学習会といいましょうか、説明会をやってくださいました。この2件の案件等の公表の

仕方、情報提供の仕方に関しても、やはりこれも戦略的だと感じておりました、そういうふうに私たちは理解をすればいいのかなと納得できました。以上は本当に評価したいところ です。

ただ、今、カンピロバクターのやり取りにもありましたように、では、そういった情報提供が私たちの実社会の中で実行動に結びつくか。つまり、アウトカムがどこに出てくるかということに関して言うと、やはりなかなかこれは一朝一夕にはいかない問題だと思っております。お願いしたいのは、やはり食品安全委員会さんは日本の中で健康影響評価というのを本当に責任を持って担ってくださっておりますので、さまざまな私たち国民が迷うことに対して、適切に適時に情報を出していただければと思っております。それが1点目のお願いです。

2点目は、そういった意味でなかなか情報が行き渡りにくいというところもありますが、私が以前から、食品安全委員会さんの中に置かれていて、国民のほうに活動が見えてこないと思っているのが、9ページの上に報告になっておりますが、食品安全モニターさんの存在です。全国で470名ですから都道府県に10名ずつという置き方だとも思いますが、現在、食品安全モニターさんは食品安全委員会において、どのような立ち位置で、どんな役割をされているのか。それを改めて教えていただければというのが2点目、これは質問になります。

3点目は、最後のページに今後への課題としてまとめられていらっしやいました21ページです。今年度、1年間やられてきたようなさまざまな食品安全委員会の業務に対してより一層、国民からの期待も高まると思えますし、グローバル化に伴って新たな課題というのも生まれてくると思えます。そういったときに事務局体制ですとか予算措置ですとか、そのあたりは昨年度から今年度に向けて、行政側といましようか、国として手厚くしてくださっているのか。そのあたりの現状を伺えればと思っております。

以上です。

○川西座長 3点について、どうぞ。

○岡田情報・勧告広報課長 3点とも私のところかと思いますが、簡単にお答えしたいとは思いません。

1点目のコミュニケーションの戦略的な展開というところですね。今回お褒めいただき大変ありがたいと思っておりますのですけれども、ここに書いてあるとおり、食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書はまとまったわけですが、内容的にはまだどちらかというと、ざくっとした内容かなと思っております。先ほど予算と組織の話もあったのですがすけれども、食品安全委員会は無限に人とお金があるわけではないので、当然、資源をどこに集中させるかというのが戦略の第1点だとは思っています。

そうなる先ほどの食中毒の話もあったのですがすけれども、どういう層にどういう呼びか

けをしていくのかというのをもう少し具体的に整理しなくてはいかぬと、まず1点目として思っています。そのためには例えば、私は一番最初に言ったとおり、プライオリティーの話です。どういうハザードにプライオリティーを置くのか。一昨日、農林水産省のほうでは、管理すべき有害微生物のどれが重要だという、プライオリティーについては一般的な意見公募をやっているのですけれども、そういうのも含めて、やはり管理機関等も含めて、どういうハザードに対してプライオリティーを置いて、どういう資源をどういう層に打ち込むのかというところは今後しっかり整理すべきだと思います。学校関係者とか教育関係に打ち込むというのは大体決まっているのですけれども、そのほかにどういう感じにするかというのは、これから具体的に整理したいと思っています。

同じ流れになりますけれども、食品モニターさんのお話があったかと思えます。どちらかと言うと、モニターさんのほうは食品安全委員会とか基本法の勧告業務を担うという形の監視に近い業務を受け持っていていただいております。そういう意味では身近な問題として先ほどのカンピロもあるのですけれども、こういうものが起こりましたよというのを提言としていただいております。

去年は39件ほど、提言をそういう形ではいただいております、それが「自ら評価」なり、そういうものの選定の役に立っているわけなのですけれども、プラスで今、考えているのは広報というか、せつかく非常に意識が高く意識も豊富という方がモニターさんになっていただいておりますので、そういう方をどう御協力いただいて、皆さんに情報提供できるかなというのも一つの課題だと思っています。

そのためには、知識の向上というのも大事ですので、実はきょう札幌でこのモニターさんの研修会を開催して、明日は仙台で局長にも行ってもらうのですけれども、そういう形で能力向上プラスどういう形で広報ができるかも含めて、先ほどの資源との兼ね合いの中で、どういうふうにプライオリティーをつけながら集中させていくかというところが今後の事務局の役割かなと思っています。以上がお答えという形になるかと思えます。

○川西座長 3つ目は予算の関係のことでしたよね。

○小森総務課長 予算ですけれども、食品安全委員会ができて以来、長らくずっと横ばいではあったのですが、最近は若干の増で、ここは特別枠を入れるかどうかというのもありますけれども、数パーセントずつ増というような感じになっておりますので、今のところは政府全体として食品安全に力を入れていただいているという状況でございます。

これは来年度にもなりますけれども、きちんと予算なり人なり、政府全体としては非常に厳しい状況の中で、全体としては非常に厳しく査定されている中で今のところはそういう状況であるというところでございます。

○川西座長 どうぞ。

○姫田事務局長　ざくっと答えますと、私が来たときに職員数が60名でしたが、今は実員が64名ということになっております。予算ですが、食品安全委員会の予算はほとんど事務費が多いので、あとは委託研究費なのですけれども、政府で毎年、大体5%カットをされているところ、前年同で推移しているということ。来たときは、実は結構、事務費は不要を出していたのが、去年は不要が出なくなったということで、実際に使わせていただいているというような状況になっているというところでございます。

最初の点でございますが、お褒めいただき、ありがとうございます。引き続き、よりビビットに対応していきたいと思っております。河野さんにおっしゃっていただいたように、Facebook、プログというのはかなり早く対応できるのと、もう一つはだんだんと注目度が上がってきている。できれば直接Facebookのほうに来て「いいね！」を押していただきたいのですが、ある意味で拡散していただいている状況もございますので、引き続き、より磨きをかけて進めていきたいと思っております。

○川西座長　ありがとうございます。

○小森総務課長　先ほど予算のところ、これは27年度の事業実績ですので、27年度の予算の伸びを言えばいいのか、今年度の予算の伸びを言えばいいのかというのはありますが、直近で言いますと、28年度の予算につきましては6.2%の増ということでございます。

○川西座長　ありがとうございます。
どうぞ。

○山本専門委員　そのほかのことでよろしいでしょうか。

○川西座長　今の3つの点の関連で追加に何か。どうぞ。

○井川専門委員　食育について申し上げてもいいですか。

○川西座長　今の3つの関係のことで。

○井川専門委員　わかりました。では、後ほど。

○川西座長　その後でお願いします。3つに關係して、特にないのですか。

○有路専門委員　今の関連に1つ追加させていただきたいのですけれども、基本的には河

野専門委員がおっしゃったことと私も大体意見は同じなのですが、評価すべき点としては、1つは、与えるメッセージの統一性というところが戦略的という意味ではよくできていたのではないかと思う部分です。例の「健康食品」についてのメッセージの中で、要はいわゆるサプリメント等、ああいう特定のものを集中的に摂取することの受けとめ方といえますか、考え方をメッセージに出しておられますけれども、その後に例のカフェイン入りの清涼飲料水のときにFacebookで書いたときも同じメッセージが同じように入っていて、あの反復というのは極めて影響というかプラスになるので、非常に素晴らしいと私は思います。

一方、課題としては、今後やっていかれることだと思うのですが、情報の流れの追跡がFacebook等で載った情報がどういうふうに拡散されていって、どのように扱われていって変わるかというところは追跡しておられると思いますけれども、またそのあたりをいろいろと取り組んでいただきたいなと思います。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 その追跡に関してですが、Facebookの情報は今、Facebookの会社さんから情報が出してもらえていないので、食品安全委員会はツイッターはやっていないのですけれども、アクリルアミドとかツイッターでどのように情報が拡散しているかというのは、今、食品安全委員会のほうで追いかけて調べているところです。

○有路専門委員 多分ツイッターでやっていくところはすぐにわかると思うのですけれども、Facebookの情報は基本的にそれをコピー・アンド・ペーストして、例えば2チャンネルのところに載せるとか、あるいは誰かのブログのところに引用されるというのは結構あって、「健康食品」の例のメッセージのものは相当拡散されていましたし、カフェインも相当拡散されていたので、あれはすごく効果があったと思います。そのあたりは、言い方は悪いですが、Facebookで「いいね！」がこんなでしたというのではなくて、グーグル検索数がこれだけになりましたとかのほうが、もっと検証とするところでは意味があるのではないかと思います。

○堀口委員 ありがとうございます。今、情報・勧告広報課のほうで昨年度末から引き続いて、いろいろ見えていますので、ここに載せる情報もほかに載せ方があるのかもしれないので、次回からはそこを気をつけてやろうと思いますので、アドバイスなどをよろしくお願いたします。

○川西座長 ありがとうございます。

では、次は山本専門委員のほうから。

○山本専門委員 これはリスクコミュニケーションにも関係することですが、今は一生活者の意見として聞いていただきたいのですが、アクリルアミドについて、3月3日にセミナーがありまして、私も出席いたしました。こういうセミナーにしては珍しく低減対策なども紹介されて、素人の私にもとてもわかりやすく、よかったと思います。野菜は炒めるより、ゆでたりした方が低減されるといったことで、バーベキューなどは危ないのではとも思いながら聞きました。マスコミ・記者の方も多く、次の日の新聞にもちゃんとまとめられたものが出ていたので、これを読めば行かなくてもよかったかなと思うほどでした。

そういうことを思っていて、しばらくしてからのことですが、大きな流通から毎月出ているリーフレットには野菜に焦げ目をつけている料理が紹介されていましたし、某メーカーの何分クッキングでは、やはり焦げ目をつけておいしくという表現を使った料理法が流れておりました。

食品安全委員会で主張することと、そういうことは永遠に一致しないのかなと一生活者としては複雑な思いをしたわけです。

○川西座長 食品安全委員会側から、そのあたりは何かコメントはございますか。

○姫田事務局長 おっしゃるとおりなので、実は私どもは例えば、ピザのマラチオンの騒動のときも企業がいかに、食品安全に関するサイエンティフィックな知識が不十分かを感じたところですよ。要するにLD₅₀でここまで食べても大丈夫とか言って、発表したりというようなこともございました。

ですから、そういう意味で企業も、もともと私どもは委員にしてもらっています連続講座というのは消費者向けにと思ってやったのですが、今は企業の方々がどんどん来ていただいております。情報提供はいろいろなところでやっていけないと思っておりますし、企業ですとかマスコミ、そして、主要な消費者団体の方々、ここに情報提供をするのが一番、直接する以外にかなり大きな効果があると考えております。そういう意味でも企業のほうに、きちんといろいろと食品安全についての科学的な基礎知識を持っていただけるかというのを今後とも進めていきたいと考えております。

○川西座長 ありがとうございます。

井川専門委員、どうぞ。

○井川専門委員 井川でございます。

今、豚とか鶏とか牛という話が出ていましたけれども、このごろはイノシシとか鹿とか、鹿などは鹿刺しなどという感じでどんどん出てきております。鳥獣被害ということもありまして、地方ではそれを加工したりするというのが非常によく出てきているのですけれど

も、私自身はすごくそれが不安なときがあります。それを先取って食品安全委員会で、これは生だったら、こういうリスクがありますよとか、そういった情報が欲しいです。そういうのも今後、食育とかに組み入れてくださるのでしたら、先取って、調べていただけたら、これから広がりつつあるものにも対処をお願いしたいなと思います。

○川西座長 そのあたりはいかがですか。

○鋤柄評価第二課長 評価第二課長でございます。

非常に大事なポイントだと思っております。私どもは豚の生食の評価をやったときに、その後ろのほうにジビエも危ないですよということを入れさせていただいております。一方で管理側では厚生労働省さんのほうが、今までは県のガイドラインに任せていたものを国のほうのガイドラインということで、ジビエについてガイドラインをつくられましたので、その状況について引き続きよく見ていくということは大事ではないかと思っております。

○井川専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 その御指摘の件についてもFacebookでは既に情報提供しております。また別途、何か評価が必要だとお考えでありましたら、ぜひ「自ら評価」案件として挙げていただければと思います。

○川西座長 石川先生。

○石川専門委員 先ほどあった「健康食品」のことでもよろしいですか。「健康食品」について冊子が出て、私たちも読ませていただきました。しかし、スタンスが違うのではないかと感じて読ませてもらいました。私たちは3週間か4週間くらい前に、私が担当しております日本医師会内の国民生活安全対策委員会というのがありまして、これはここにおられる迫専門委員も一緒にやっているのですけれども、そこではいわゆる「健康食品」というのは本当に、自分たちも調査をしてみたのですが、入っている成分そのものをかなりイカサマというか、ほとんど入っていないものがありましたり、大変おかしいことがあります。

私たちは、基本的には摂る必要がないものだという判断で、そのようにメディアには記者会見をしております。ところが今回の冊子を見ますと、摂る方はこういうメモをとりながら摂りなさいと。健康被害について述べているのは大体貴重だと思います。我々と同じ

ようなことを注意しているのですけれども、摂った場合には自分の健康管理とかメモをとりながらということですが、そのところのスタンスは全く違いまして、私たちはそういう「健康食品」がなくても大丈夫な食品の摂り方、普通の食事のあり方。こういったものについて子供たちに教える必要があるということで、学校保健の中でも今度は「健康食品」、特に機能性表示食品が非常に恐らく銘柄としては300を超えているのではないかと思いますけれども、そういったものについても生活のいろいろなところに出てきまして、それに右往左往することなく、国民がやっていただけるようなメッセージを今後は出していきたい。そして、食育のところでも、子供たちの教育の中にもそれを入れていきたい。今後の課題ですけれども、そういう取組をしております。

ですから、今回もう一步踏み込んで、食品安全委員会でも「健康食品」についてやっていただきたいということと、機能性表示食品ですね。これは本当は厚労省と消費者庁のほうできちんと調査をすると。本当にそうなのかということについてですね。そういうふうに言ったのですけれども、十分にどうもやられていない口がありまして、私たちはいつも口うるさく言っているのですが、食べれば肌がつるつるになるとかいう紛い物が今は300品目のうちのかなりの十何品目はあります。

これが機能性表示食品の一例でもあるのですけれども、食べて膝の関節の潤滑油になるということやうたって、それがそのまま表示されて出てくるわけですから、こういうものに国民が左右されているというのは大変恐ろしいことで、これは確かにリスクはないです。その物質はもう入っていないかもしれないのですから、リスクはないのです。ですから、食品安全委員会では取り上げないのかもしれないです。しかし、「健康食品」は2兆円規模になっていますし、国民生活の上では大変脅威になっていることは間違いないので、ぜひその辺をもう一回やっていただきたいと、新しい年度では題材にしていきたいと思えます。

○川西座長 何かコメントはございますか。

○姫田事務局長 多分、石川先生のお考えになっておられることと、我々が考えていることと全く同じだと思います。ただ、医師会のほうで出されるペーパーと政府が出せるペーパーの差があることは十分理解していただければと思っております。基本的には、かなり一定の業界を意識して書かざるを得ないのは、あるいは他の省庁を意識して書かざるを得ないというために、あのペーパー自身は全部何らかのバックグラウンドの中で、科学的な参考資料が全部ある中で書かせていただいたということで、お考えになっていること自身は十分我々も認識しております。

先ほどモニター会議というお話がありましたけれども、モニター会議のときに今までモニターさんだけを対象にお話をさせていただいたのですが、去年から委員の先生方が行くときに一般の方々もお呼びして、お話しさせていただいています。その中で今回は全部全

てのところに、委員のお話以外に「健康食品」の話全部を全部させていただいて、あのペーパーよりは、石川専門委員がおっしゃったことに近いことを口ではしゃべっておりますので、そこは御理解いただければと思っております。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 石川先生のほうから言っていただきました学校、子供たちの関係です。「健康食品」のこの間のメッセージを出したときの説明会でも参加をされていた方々から強く、学校教育関係に情報提供をしていくべきだという御意見を賜っております、今、医師会のほうもそのような取組をスタートさせているというところで、非常に仲間ができたような感じで心強く聞いております。

文科省は一般の私たちと言ったら何か言い方がおかしいかもしれないのですが、ステークホルダーが集まるような会議はほとんど文科省の中で開かれておりません、なかなか厚い見えない壁があるのですが、今、食品安全委員会のほうでも『食品安全』の記事を書く段階からも文科省と連携をし始めておりますので、ぜひ医師会とも情報を共有させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○川西座長 では、迫専門委員。

○迫専門委員 ありがとうございます。基本的な食生活の重要性は一番の重要な問題だと思っております。これは今も先生方がおっしゃっていただいたように、食育を絡め、栄養教諭の活動を絡めながら、文科省、厚労省、あらゆる場面で展開していくべきものです。そこに「健康食品」がどう絡んでくるか。今の食生活の中では、特に健康志向の非常に強くなっている高齢者、この人たちのいわゆる健康食品の利用率が非常に高いという状況の中で、今回の「健康食品」に関するメッセージは、高齢者に対して非常に有効なメッセージになったと思います。具体的にどうしたらいいかということがきちんと書かれている。利用したいと思っていたり、現在利用している高齢者に特化して、本当に焦点を当ててつくっていただいたということでは、非常に有効だったと思っております。非常に役に立つものをつくっていただいて、ありがたいということと、できれば基本的な食生活のところも同じような形で進めていければ、なお、ありがたいと思っております。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○小西専門委員 小西でございます。

話題を変えて、9～10ページに記載されています「4 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」に関して質問です。昨年度から3つの部会を設置されて、的確性を上げる、外部有識者による評価を実施する体制をとられ、その後に実施した実績がここに記載されております。これらは取組が進行中のことだと思いますが、3つの評価部会を設置したことによって、的確性あるいはスピード感が実際にどれくらい上がっていると評価されているのか。あるいは今年度以降、どんなところに改善あるいは注力をしていくようなお考えでおられるのか。このあたりの情報がありましたら教えてください。

○川西座長 どうぞ。

○関野評価第一課長 評価第一課長の関野でございます。

私から説明させていただきたいと思えます。今、御指摘の3つの部会について、1つずつ状況を御説明いたしますと、事前評価部会といったところは、基本的に新たにどういう研究課題を採択するかといったところを議論するところでございます。採択に当たりましては、優先実施課題を決めて公募をかけるわけですけれども、何が食品の安全に対して重要な研究であるかといったことに関しまして、採択に当たりましては我々の食品安全委員会の委員のほかに外部からも委員に入らせていただきまして、大所高所から見ていただいて、公平中立な観点で審査を行って課題を決めていくといったことを昨年度の26年度から始めさせていただいておりますので、このあたりが透明性の確保も含めて改善されている点ではないかと思っております。

同じように事後評価部会に関しましては、事後評価ですから研究を行った後、その事後評価というものが手前みそになってはいけないということがありますので、こちらのほうは委員会の関係者を入れることなく、外部の関係者のみで審査といいたまいますか、評価を行っていただくという形を今とってございます。

27年度には3つ目の部会として、プログラム評価部会というものも新たにつくってございますが、こちらに関しましては、毎年、研究課題等を事業として実施していくに当たりまして、むしろ課題ごとの評価ということではなくて、我々の研究事業全体の実施の仕方あるいは方向づけといったものの進め方が妥当かどうかといったところを若干ロングレンジで、かつ客観的に違う角度から見ていただくという意味で設けたものでございまして、そういう意味で毎年毎年、コメントはいただく形になりますけれども、トータルの評価といたしましては、5年を1つのクールとして、5年間でやった研究事業が果たして妥当だったかどうか。改善すべき点などの御意見をいただいて、さらにロードマップ的な研究の進め方の方向性を5年に1度、今、決めていってございますので、その中で反映をしていって、さらに事業全体をどうやって進めていったら効率的で、かつ重要な研究を限られた予算の中での的確にこなしていけるかといったところを見ていただくという意味でございます。

今、申し上げたように5年タームで考えておりますので、ことしから始めて、まだ生まれたばかりでございまして、まだまだ自慢をするほどのことは御紹介できませんけれども、年に最低1回御議論をいただいて、状況を報告させていただいて、その内容を順次累積していった的確にフィードバックして、新たな次の研究事業に続けていくという仕組みをつくったということが現状かと思っております。ですので、新たにつくりましたプログラム評価部会に関しましては、もう少しお時間をいただいて、また状況を報告できればと思っております。

○川西座長 どうぞ。

○小西専門委員 ありがとうございます。食品安全委員会の課題というところ、今日の議論にもありますように、リスクコミュニケーションがどうしても最重要課題になるとは思いますが、公正な目で科学的に健康影響評価をしていただくとするのも大変期待されているところだと思っておりますので、着実な遂行をよろしく申し上げます。

○関野評価第一課長 その研究から得られました成果といえましょうか、データも含めて、研究は的確に当然評価に必要なものとして実施しておりますので、評価においてきちんと有効活用をしていきたいと思っております。

○川西座長 有益なコメントをありがとうございます。
ほかにございますか。どうぞ。

○大澤専門委員 大澤です。

リスコミの話に戻ってしまいます。15ページの「3 関係機関・団体との連携体制の構築」の欄の「(3) マスメディア、消費者団体との連携(円滑に情報交換できる体制の構築)」の実施で、ここの文の修正とかではないのです。リスコミの中で皆さんから言われた食品安全委員会がFacebookやいろいろな冊子で直接情報を提供するというやり方がありました、まだまだ一般的にはマスメディアから情報を得るとというのが、すごく大きいとは感じております。その中で、このマスメディアと情報連携をして、正しいリスクコミュニケーションをしていくというのは非常に重要だと思っております。

質問が何点かあります。実際の細かい内容は参考1の30ページ、31ページ、32ページのところだと思うのですが、連携強化の取組で対象となっている、いわゆるマスメディア媒体、例えば、テレビ、ネット、新聞、雑誌であるとかいう分類は、どのような分類等が、いらっしゃるのかなというところ。

2点目は、対象は人ですね。細かいことですが、30ページの対象が報道機関で、31ページは報道関係者なのですから、ここは何か違いがあるのかなと。例えば新聞社である

いろいろな部署があって、社会部の方がいらっしゃったり、科学部の方がいらっしゃったりとかするのですが、そこは、どの様な対象の方とされているのかなというのが2点目です。

3点目は、これは質問ではないのですが、実施内容は基調講演があって、その後に質疑応答を受けている会合を何回かされていると見受けられます。このテーマの添加物とかカンピロバクターについては情報提供を行うということは、良いことだと思いますが、先ほども言ったようにマスメディアもリスクコミュニケーションを大多数の方に実施されるわけですから、食品のリスクについて正しく伝わる伝え方について、お互いに実施していくのか、手法を考えると、そういう連携はどの様にお考えなのか。この3点をお聞かせ願いたいと思います。

○川西座長 どうぞ。

○姫田事務局長 多分、報道機関と報道関係者は同じだと思います。済みません。基本的にいろいろなところに声をかけているのですが、現実的に今、来ていただいている方々ということになりますと、大手の新聞社の生活科学部の記者さんたち。あとはいわゆる業界誌の方々。それから、フリーライターの特に科学ライターと言われる方々が来ていただいております。できるだけ来ていただいた方に広く連携をとろうということで、皆さん方のメールアドレスをいただいて、こういうタイミングではなくて、何かの緊急というか、例えば先ほどお話のあったような案件について、場合によっては記者さんたちの記事の助けになることであれば、私どものほうからメールからお送りする。あるいはFacebookに載せたよということもお送りするというので、記者さんたちの記事を書くのに一助になればなということをしております。

余談ですが、お互いの信頼関係を醸成するために年に1回は、多分この部屋だと思いますけれども、割り勘でビールを出して飲んでということもさせていただいているということでございます。

○箴島リスクコミュニケーション官 1点だけ補足させていただきますと、報道関係の方々とのこのような会につきましては、一応ホームページの中にいつ開きますということで広くお知らせしております、決してクローズなところでやっているわけではございません。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 出席しているので補足しますと、テーマが決まっているので、テーマによってお見えになっている方々も違う人たちが来ていたりするのがありますので、そのテーマ

について興味があるなり、何か御質問をしたい方が来ているというのも現状あるなと思っています。

最後の御質問に関してはやらなければいけないと思っているのですけれども、タイミングを図りつつ、この意見交換会もどういう感じでやっていくのが本当にいいのかなと、今、出席を2～3回しているのですけれども、考えているところなので、皆さんのほうからよきアイデアなどがありましたら、会議の場でもよろしいですし、そうでないところでも御意見、アイデアなどをいただければと思います。

○川西座長 よろしいですか。

○大澤専門委員 はい。

○川西座長 そろそろこの1番目の議題をまとめたいのですが、どうぞ。

○大倉専門委員 意見交換会に関してですけれども、質問ではないです。すごくいい取組だと思えますし、教育関係者の方々にいろいろと情報を提供されておられるという点はものすごくいいなと思うのですけれども、もう一つ、どういうふうアプローチをしていくかは私もよくわからないのですが、PTAですね。食育という面から考えると、子供を教育するのと同時に、子供に御飯を食べさせているのは親なので、親御さんに食の安全に関してというのは誤解を持っている方が結構いらっしゃる。

私の子供が行っているような学校ですと、年に何回かPTAが主催して、いろいろな講演会を企画してまして、いろいろなところから講師の方を呼んできて、保護者を呼んで、講演を行うということをやっております、毎年どうも呼ぶ方のネタに困っているというところもあります。もし食品安全関係のお話を例えば地方公共団体であるとか教育委員会であるとか、そういったところの共催という形で講師の方が来ていただければ、もっと今度は保護者の方にも知識が広まるのではないかと思います。済みません、それだけです。

○箴島リスクコミュニケーション官 その関係で補足させていただきますと、学校関係者、栄養教諭の方や栄養士の方々という点につきますと、まず私どものほうから話をさせていただくのですけれども、その後に小学生とか中学生とか、お子様方に対して教育といたしましょうか、知識をつけていただくと。それだけで終わるのみならず、御自宅に戻られたときにお母様と話をさせていただくと。そうすると、お母さん、こうだったんだよ、え、そうだったの、みたいな形で、普通のお母さん方もそれで知識をつけていただくということも念頭に置いているものでございます。

講師の派遣等の関係でございすけれども、例えば、参考1の28ページの4－9を見ていただきますと、ここは地方公共団体等が実施いただく意見交換会に私どものほうから講

師を派遣するという仕組みでございまして、昨年ですと55件を派遣させていただいているのですけれども、今も受けつけておりまして、いろいろなところからお声がけいただいている状況でございますので、私どもとしましては、これをPRしてまいりたいと思いますし、御要望がありましたら、講師派遣をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大倉専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 考え方としては1ページの総論のところ、ここに来ておられる夏目さんとかに参加していただきました「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」を平成27年5月にまとめております。その中で1つ、学校関係者という項目を立てているので、学校関係者に対するアプローチというところでやっています。

そのPTAに関しては、PTAを学校関係者とイメージしていたかどうかは確認をせずに進めていたので申しわけないのですけれども、消費者教育というところもこのあり方の中には書いておりますので、その消費者というのを漠然と、その消費者はいろいろなところに所属していますので、そういう意味で1つ、消費者教育という中でPTAへの働きかけということも考えられると思っておりますし、学校関係者という中で、例えば学校保健会とかありますので、考えられるとは思っております。

1つずつ階段をのぼってこうと考えていまして、あれもこれもと手を出して何もできないと、結局効果がなかったということにならないように、戦略的に進めていきたいと思っておりますので、今の御意見は参考にさせていただいて、食品安全委員会が直接何ができるかという話と、食の安全に関して言えば、きょうは東京都の方もおられますが、各自治体に保健所がありまして、保健所の方も食品安全についてはプロフェッショナルですので、そういう所属の省庁は違う、管轄しているところは違いますが、協力しながらやっていければと考えています。また、いろいろ情報提供をしていただけるよう、よろしく願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

何かほかにもございますか。どうぞ。

○神村専門委員 山形の神村でございます。

地方から参りまして、なかなかコミュニケーションはうまくいっていないと、ここでも感じておりますけれども、例えば、私のところでは食生活改善運動というのがありまして、中高年の女性がかかり参加しております。山形で言えば、数十人の規模で町内会から何人も出ております。そういうところも消費者のコミュニケーションの場所として活用してい

ただければと思いますけれども、保健所の管轄だとは思いますが、保健所としてでも食品安全委員会というものがいい発信をしているのだと、その程度でも伝えていただければ、ありがたいなと思いました。意見です。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

今のことについて。

○堀口委員 おっしゃるとおりですので、頑張ります。

○姫田事務局長 実は私どもは年に2回、保健所の設置自治体ですから県とか中核市の方々をお呼びして、私どもの事業説明とともに、いわゆる基本的な食品安全に対してのお話をさせていただいています。皆さん方は大体2年か3年でかわってしまうので、基本的な話、少し応用編ということで大体2～3年のクールでお話をさせていただいて、保健所の方々あるいは保健所を管轄されている自治体の職員の方々の教育と言ったら失礼ですけども、教育を進めているというような対応をさせていただいております。

○川西座長 ありがとうございます。

夏目専門委員、お願いします。

○夏目専門委員 「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」をまとめるときにかかわった者として、やはりそれなりに工夫をしてまとめましたので、これをもう一度読み返しながら、さまざまな分野で、さまざまな方々が実践に移していただくことが必要なと思います。

きょうの御議論の中でもリスクミはずっと続けなければいけないし、常に展開を考えながら、やはり時代に合ったものも、というようなお話もございました。特に食育の話が出てまいりましたけれども、本年度から食育推進は内閣府から農林水産省に所管省が移りました。移った農水省が主導になって進めることになっております。私もかかわっておりますので、そういうところでも、この食品安全委員会の役割とか、そういったものをきっちりと言言しながら、子供たちやそのバックにいる保護者の方々、それから、もっと広く一般の方々に食の大切さというものを伝えてまいりたい。そんなふう思ったわけでございます。意見でございます。

○川西座長 ありがとうございます。今の御意見に対して何かございますか。

では、そのようにということで、ほかにございますか。大体この報告書の関係については、おおむねというか、ほぼ大体この食品安全委員会の27年度の活動に関してはポジティ

ブな評価をいただいたと。ただ、今後、特にリスクコミュニケーションの部分についてはいろいろとお知恵をいただいたということですので、そこはいろいろ工夫をしていただいて、関係のリスクマネジメントの省庁とも連携を組むところは組む。特に幾つか課題として出ましたけれども、そういうことをやっていただくということの意見だったと思います。

この報告書自体の内容に対して、修正のご指摘ということと言うと1点、15ページのマスメディア関係者という、これは2カ所あるかと思えますけれども、これはマスメディアとマスメディア関係者と2つあると、第三者が読むと何が違うのということがあると思えますから、この「関係者」は抜くということ。それ以外は特にこの報告書自体への修正の御提案はなかったと思います。これに関してはほかに何かお気づきの点はありますか。

○野口専門委員 14ページの2-2です。これは質問ですけれども、「食品を科学する」というところで、地方で要望があったということなのですが、その要望のあった地方で開催されたかということと、参考資料の表のところに、ほかのページは何人参加したというのが載っていたのですけれども、23ページのこの地方は大体何人くらいの方が参加されたのかなということが知りたいと思いました。

○川西座長 今の点はフォローできていますか。参考1の23ページの部分、意見交換会の参加者のおよその人数ということですかね。

○箴島リスクコミュニケーション官 リスコミ官でございます。

まず、地方での実施の要望が強かったと申しますのは、それまでは東京でずっとやっていたものですから、そうではなくて、地方でもこのようなものを開催してほしいというご要望を踏まえて8カ所を選んでいまして、8カ所のほうから、うちでやってほしいと最初から要望があって実施したものではありません。

2点目は各8カ所の参加人数とか、そういう話がございませうか。今、手元には8回分をまとめた数字でございませうけれども、約430名でございませうので、1カ所当たり50名という参加規模になります。

○野口専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 今の部分は特段に資料を直すということではないですね。わかりました。

一応きょうの報告書自体に関しては先ほどの「マスメディア関係者」を「マスメディア」とするということ、この2カ所の修正ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。では、その形で食品安全委員会に報告することとしたいと思います。それによろしいですね。

(「はい」と声あり)

○川西座長 ありがとうございます。

さて、時間の関係で、あと2つの議事はこれほど時間はかからないと思いますけれども、休憩をとりたいという方はございますか。とったほうがいいですかね。短いですが、16時5分までトイレ休憩ということで、休憩をとらせていただきます。

(休 憩)

○川西座長 申しわけありませんけれども、後の予定がございますので、そろそろ再開させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。藤原専門委員も来られていますね。では、再開させていただければと思います。

それでは、議事「(2)平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について」を始めさせていただきます。

まず、事務局から説明をお願いします。

○小森総務課長 それでは、お手元の資料2-1～2-4までに基づきまして、御説明をさせていただきます。

最初に資料2-1をごらんいただければと思います。「平成28年度自ら評価案件の決定までのフロー(案)」でございます。この選定プロセスにつきましては昨年と同様のプロセスを考えてございまして、7月ごろから意見募集を行いまして、その後、事務局にいただいた意見をもとにデータ等の整理を私どものほうで行いまして、秋ごろ、この企画等専門調査会において、第1回の絞り込みの御審議をいただこうと思っております。

その後、年明けに第2回の絞り込みの御審議をいただきまして、そこで絞り込まれた案件候補につきまして、その案件の特徴、特性等に応じて、それぞれ取扱いを決定いただこうと考えております。「自ら評価」案件候補を決めるというだけではなくて、例えば「自ら評価」案件候補としないものについてもファクトシート作成案件候補とするものとか、積極的に情報収集、情報提供等を行う案件候補とするものなど、さまざまな選択肢が考えられるかと思っておりますけれども、それぞれ取扱方針を決めていただこうと考えてございます。

続きまして、資料2-2をごらんいただければと思います。「自ら評価」の対象候補の選定の考え方ということでございまして、こちらには従前、食品安全委員会で決定いただいている選定基準をつけさせていただいております。評価の実施の優先度が高いと考えられるものとして、以下の2つのいずれかの要件に該当するもの。1つ目が、健康被害の発生が確認されており、評価の実施の必要性が判断されること。2つ目が、健康被害の発生が明確に確認されていないけれども、今後その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されることとし、また、選定に当

たっては国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとしているところでございます。

続きまして、資料2-3でございます。これは企画等専門調査会で御審議をいただく際に事務局のほうから提出する資料に盛り込む事項でございます。従前、食品安全委員会で決定いただいているものをつけさせていただいております。

次に、資料2-4でございます。選定プロセスについて御了承いただきましたならば、このような形で一般の方から御意見を頂戴したいと考えてございます。「自ら評価」の趣旨について前半に書いてございますのと、あとは1ページの中ほどに下線を引いている部分、選定基準などにつきまして記載をしております。御提案に当たっては、あわせて情報をお寄せいただきたいということも例示を出しながら書かせていただいております。しっかり情報をお寄せいただくことで非常に議論がしやすくなるものですから、今回も同様になりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。これは例年やっていることですが、今回交代した先生方もおられますので、何か御不明な点あるいは御意見等がございましたら、いかがでしょうか。

○山内専門委員 このスケジュールで選定していくことになろうかと思うのですが、今、自分が一番関心があるというか、何とかしなければならないだろうなというのが、具体的に挙げますと薬剤耐性です。なぜかというとならWHOがそれこそ国際的な形で行動計画を採択したと。日本でも、ついこの間に行われましたG7のサミットで行動計画を策定したと。もう閣議決定までしてあるわけです。

2020年までに抗生物質の使用量を3分の2に減らすというところまでは来ているわけですが、それぞれの分野で、例えば獣医療の分野、人の分野、いろいろなところがあるわけですが、人への影響を考えて、そこで抗生物質を減らしていく形をこれから実行していかなければならない。それは当然、人の健康あるいは食品等に必ず影響が出てくるということでありまして、国際的な公約で始まっているわけですから、これは食品安全委員会が何らかの形で、これについて検討を加えていくということは必要ではないのかなと思っている一人です。ですから、それについて事務局のほうでどう考えておられるのかを教えてくださいませんか。

○川西座長 まず1つは、今この「自ら評価」に関しては、結局そういう議論はずっと後で、そういう課題をそれぞれから提案してもらって、ここのスケジュールで行くと10月に皆さんから寄せられたものを整理して、11月の時点くらいから数カ月かけて選定していくということになるわけですが、事務局のほうで何か今のご指摘についてコメントはござい

ますか。

○鋤柄評価第二課長 評価第二課長でございます。ただいま山内先生からお話のありましたとおり、日本におけます薬剤耐性菌への対応のナショナルプランというものがこの4月5日でございますけれども、関係閣僚会議で決まったところでございます。内容につきましては、これも山内先生からお話ございましたとおり、1つは人の院内感染の問題、もう一つは家畜、動物に使う抗生物質の問題。この2つが大きな柱とっております。

アクションプランの内容でございますけれども、幾つかの柱がございます。食品に関する部分といたしましては、まず家畜で適切に使用するというようなこと。この中では、これまでも私ども食品安全委員会では、動物用医薬品ないしは飼料添加物として使われている抗生物質の評価、薬剤耐性に対する評価ということをやってきたわけでございますけれども、今後とも適切な評価結果に基づいて、きちんと使いましょうということが書かれております。そういった意味では、食品安全委員会には適切な評価の推進ということが非常に期待されているところだと考えております。

もう一つは、モニタリングの強化ということが戦略の一つになっております。これは現在、人間の院内感染のほうと家畜に使用される動物用医薬品等で発生する薬剤耐性菌、これの状況というものがそれぞれ厚労省と農水省でばらばらに調査されているということで、これを有機的につなぎ合わせたワンヘルスサーベイランスというものが大事だということが言われております。食品安全委員会としましては、そういったデータに基づいて適切な評価をやっていくということが大事でございますので、そういった意味から、このワンヘルスサーベイランス、新たなサーベイランス体制につきまして、評価を適切に進めていくという観点から積極的に協力をしていく必要があると考えております。

○川西座長 それは、この「自ら評価」との関係というのはどう考えておられますか。

○鋤柄評価第二課長 個々の物質に対する評価というようなことにつきましては、既に着々とやっているところでございます。そのベースとなる評価指針とか、使用される抗生物質のランク付けにつきましても食品安全委員会のほうで決定されておりますので、そういった意味で評価というのは粛々と進められているところだと思っております。今後も新たなアクションプランのもとで、そういったものをさらに見直す必要があるかということについては、引き続き、薬剤耐性ワーキンググループのほうで既にやっている最中と考えているところでございます。

○川西座長 「自ら評価」案件候補として挙げてもいいということですかね。

○姫田事務局長 挙げると既に評価をやっているということで、それで終わってしまうと

いうところでございます。

○川西座長 きょうの議論は「自ら評価」にとりあげるテーマ募集をパブリックコメントで行う方法と、日程について合意をこの場でとって、それで10月の時点で候補が上がってきますから、その時点で「自ら評価」で評価する案件をここで選定していくというスケジュールですので、何を選ぶかという議論は本日の議題ではないのですが。

○山内専門委員 しかし、国も決定し、きょうはそれはそれでいいですよ。そういう形でいいと思うのですが、もう既にそれぞれの分野で走り始めているのです。ですから、特に世界医師会と世界獣医師会とで11月に福岡で国際会議を開くことになっておりますし、そこで薬剤耐性がメインで、それぞれ人の分野あるいは動物の分野から検討を加えると。その行動計画をもとに、そういう形で今、進んでいるものですから、何でも余り後追いにならないように、食品安全委員会として対応していただきたいという思いから、先ほど申し上げたわけでありますので、世界的にこれが全部、行動計画が策定されて、日本にも影響が出てくる。日本でもそれをちゃんとやらなければならないということでありますから、その辺のことを十分考慮して、今後、行動なりをしていただければということでも申し上げました。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○渡邊専門参考人 今、非常に重要なコメントが出たので、ちょっと時間をよろしいですか。私はWHOの今度のグローバルアクションプランをつくったメンバーの1人です。日本のナショナルアクションプランの作成にも関係しております。先ほどの日本の中のワンヘルスアプローチに基づくサーベイランスを構築する研究班の班長をしているという立場からお話をさせていただきますと、これは食品安全委員会にもかかわることなのですけれども、食品安全委員会が今、行っている動物への抗菌薬使用の評価指針の評価項目を私は見直してほしいなと思っています。

なぜかと言いますと、世界の流れは、今、話が出ましたように、Critically Important Antimicrobials (CIA)、つまり、人に対して重要な抗菌薬は保存すべき抗菌薬に対して家畜等には使わないようにしようという流れです。特に御存じのようにEUはほとんど禁止です。ほかの国々もそれに追随していくはずです。ことしの9月か10月にUN、国連総会にイギリスがそういう問題を提案していくはずです。

この間、ウエルカムトラストが主催する会議がありまして、私もそこに出たのですけれども、結構そういうアプローチで世界をリードしようという流れです。日本がおくれるのではないかと私は心配しています。今の食品安全委員会が決めているクライテリアで評価

していくとすべての抗菌薬がリスクが高いグループには入らなくて、家畜等に使用しても差し支えないということになります。今回のコリスチン耐性菌が中国で分離されて世界的に大きな問題になりました。コリスチンはWHOの仕分けではCIAの抗菌薬に入っていますが、食品安全委員会の評価基準では我が国では耐性菌が出ていないので低リスクに入り使用できることになります。中国の事態のように耐性菌が出てしまってからでは後手になりかねないのです。

ですので、あのクライテリアはぜひ農林水産省と相談しながら、もう一回考えていただかないと、世界から非常におくれてしまう可能性があるということで、つけ加えます。

○川西座長 ちょっと議題から逸れていますけれども、重要なことなので、今、答えられることの範囲で結構ですので、何か。

○鋤柄評価第二課長 非常に大事な点でございまして、私どもも全く同じ考え方でございます。今そのナショナルアクションプランができましたので、今度は各省庁がどのようなそれぞれの省庁でのアクションプランにするのかということが今後の検討課題になっておりますので、現在それをつくるという方向で私どもは検討を始めているところでございます。

今お話のございました評価指針、もう一つ、それぞれの剤のランク付けでございましてね。これにつきましても、我々は不断の見直しをこれまでもやってございまして、直近ですと平成26年に見直しをやっていただいたところでございますけれども、今お話のありましたコリスチンは、たしか一番上のクラスでクラス1というものです。非常に重要なところにランク付けをし直したところだと認識しております。それで終わりということではなく、このアクションプランの期間である今後5年間の中で、さらにその指針、ランク付け等の見直しの必要性も含めて、さらに検討を進める必要があると考えているところでございます。

○川西座長 ありがとうございます。実はこの問題は私も興味を持っていて、お聞きしたいことがあるのですけれども、座長が暴走をさせてはまずいので、これは非常に重要な問題ですが、きょうのところはストップさせていただいて、もとに戻って、「自ら評価」案件の決定までのフロー、公募、資料2-4あたりに何かこうしたらと言うご意見はありませんか。

○高岡専門委員 素朴な質問ですけれども、ホームページに一般の方からの意見募集というのがあるのですけれども、大体、毎年どのくらいの数が集まるものなのでしょうか。その数はもっとふやそうとしているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○川西座長 いかがですか。

○姫田事務局長 数字は覚えていないのですが、余り一般の方というよりはモニターの方と専門委員の方々が多うございます。

○高岡専門委員 その一般の方からもっと集めようというアクションか何かをこれからされるのか、それとも、余り一般の方は面倒くさいからやめようとか、そういう雰囲気なのか。

○姫田事務局長 残念ながら、リスク評価案件なので、既に私どもでリスク評価をしているもの、リスク管理に当たるような御意見とかが多いので、一般の方の御意見をその案件にできるということは、なかなか多くはないのではないかと考えています。今までの経験から、やはりこの場の方々及びそれぞれの専門調査会の委員の方々の意見が結構採用されていることが多うございます。

○高岡専門委員 現実に一般の方は、余りこういうホームページがあると御存じないですね。こういうのに非常に興味がある方は御存じかもしれませんが、一般の方はこういったところで、そういったいろいろと不安なものを情報収集しているというのは余り知られていないような気がするのですけれども、その辺は結構周知されているものなのか。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 周知されているかというか、これまでも案件が出てきたときに、これは評価に値するハザードなのかどうなのかというところがわかりづらく、でも、それらを見無視することはできませんので、事務局がすごく膨大な資料をつくっていたと記憶をしています。そのあたりの誤解がないように、資料2-4の概要のところの3段落目のアンダーラインのところに「食品健康影響評価の実施が必要と考えられる食品やこれに含まれる物質、生物等のハザードがございましたら」という書き方で、どういう提案をしていただきたいのかというところを事務局に工夫して文章を考えていただいたところでは。

まだ皆さんは御記憶にあるかもしれませんが、前回の議論の中で例えば、ジャーサラダとか熟成肉とか、その時々非常にメディアに登場してきて、でも、これはいいのと思うものが出てきたりもするので、そういう意味ではハザードなどを中心に提案してくださいと。

あと、この書き方として案件と表現がもともとできてしまっているもので、案件という言葉自体が多分、行政用語で、一般の人は案件とは何という言葉だと思えるのですけれども、

そういう意味では募集のところでわかりづらい文章になっているのは、徐々に直していきたいと考えております。

○高岡専門委員 基本的には、一般の方の意見ももっと広く入れようとされているという考えでよろしいでしょうか。

○堀口委員 はい。

○川西座長 どうぞ。

○小森総務課長 まず、件数から言いますと、ホームページで御案内をしているところでもございまして、18件ほど意見をお寄せいただいております。その中で専門委員の先生、きょうちょうど専門調査会を開いていますけれども、専門調査会の委員になられている、ほかにも専門調査会がございしますが、そういったいわゆる専門委員さんですとか専門参考人さんですとか、そういうプロの方が18名のうちの3名です。食品安全モニターが先ほど報告で出てきましたけれども、食の安全ダイヤルを使って、よく電話をかけてこられる方とか、そういう方から13件でございまして。全くの純粋な、ダイヤルを使われている方でもなければ、モニターでもない、専門委員の方でもないという方は2件ということでございまして。まさに私どものほうで一般の方から広く募る気持ちはあるかということであると、あるということでございます。

ただ、残念ながら、食品安全の企画に加わっておられる消費者団体の方とか、専門委員の方ですとか、リスク評価とリスク管理の違いもわかるし、どういったものを「自ら評価」で挙げていけばいいかというようなこともある程度、食品についての仕組みとかいうのもわかっておられるので、提案はかなり採用につながる提案が多いのですが、逆に私どものホームページはわかりにくいところもあって、純粋なリスク管理措置を求めているのだらうなというものも挙がってきている状況でございますので、先ほど堀口委員からも言われたように書き方を今回は工夫して、資料2-4で大事なところには下線を引くなり、過去採用された例を示すなりして、工夫をしてみているというところでございます。

○川西座長 ありがとうございます。

○高岡専門委員 せっかく一般の方と書いてあるので、やるならば、もっとわかりやすい言葉で一般の方の声を聞くようにするほうがいいと思いますし、そういうのは求めていませんというのだったら、余りその一般のという言葉は使わずに、食の専門家の方から挙げてくださいというような話のほうがいいのかなと思ったものですから、何となく中途半端な感じがするものですから、ぜひ御検討をいただきたいと思いますので、よろしくお願

します。

○川西座長 結構難しい話ではないかと思えますけれども、よろしくお願ひします。

○小森総務課長 なかなかクローズでというわけにも、国民のためのというところが開かれているということからすると、一般の方からというところは崩せないと思えますけれども、なるべくその一般の方にもわかりやすい形で公表できるように工夫をしていきたいと思っております。

○川西座長 ありがとうございます。

そのほかにどうぞ。

○石川専門委員 いつもホームページの閲覧数とか、そういったものをすごく気にするのはすけれども、私は日本医師会で広報をやっているのですが、国民に開かれるホームページとか、そういったことで言うならば、こういう募集もわかりやすく、今おっしゃったようなことなのすけれども、ハザードだとか、そういう言葉は使わないほうがいいのです。これは全く業界用語と言われてもおかしくないと思えます。これはちゃんと日本語できちんと表現できるような言葉にして、もっとフレンドリーにしてもらわないと困ると思えます。私は、これは絶対に注意したいと思えます。この中でハザードを正確に訳せる人はいますか。どういうふうに皆さんが思っているかはわからないすけれども、結構、三人三様すよね。危険だとか思ったり、危険の因子とか言ったり、三様だと思えます。そういうのはまずいと思うのです。

○川西座長 今の御意見に対して、いかがでしょうか。

○堀口委員 ハザードは確かにわかりづらい言葉になっているとは思いますが、食品安全委員会の用語集でハザードとリスクの違いということで、ハザードについて説明をし、リスクについて説明をしています。食品安全というものを広く国民に理解してもらうときに必要なベーシックな単語としてハザードというのを使っていて、そこは両輪だと思っていて、こちらもやはり使っていくつつ丁寧に説明をしていかなければ、石川先生のおっしゃるとおり、何を言っているのかがわからないと言われてしまいますし、一方で先ほどからリスクの話がたくさんしていただきましたけれども、ベーシックなところでこちらはリスク評価として理解していただきたい単語、用語としては、そのハザード、リスクという言葉が挙げられるのではないかと思えます。

できるだけわかりやすくというのはいつも心がけているところすけれども、今回この形でいろいろなものが挙がってきて、10月、11月の会議で皆さんのところに資料として挙

がってくると思います。それをまた踏まえまして、どのような言い方でもって募集をすることがいいのかというようなところも、次回案件を決めるときにアドバイスをいただければと思います。

○川西座長 基本的には、この形ということですね。
どうぞ。

○山本専門委員 今、用語のことが出ましたけれども、用語は日本人が一般に使う言葉が基本だと思います。

○姫田事務局長 日本語の概念にないものですから、ハザードだとか、時々リスクを危機とか危険とか訳してあることがあるのですが、これはリスクという概念を誤って伝えることになるかと思っております。ですから、リスクということ自身は、あるいはハザードという言葉は、先ほど堀口委員が申し上げたように丁寧に説明をしていくということが基本であって、このまま使わせていただきたい。これは私どもだけではなくて、厚生労働省、農林水産省は基本的に一致した考え方でございます。

○川西座長 私はこの委員会に3年前からかかわって、その当時はこの「自ら評価」はいわゆるリスクアナリシスの中でのリスク評価対象になるものと限られていて、ここの場で御意見を伺うと、リスク評価には適さないけれども、やはり食品安全委員会が扱うべきものも、もっと少し広めにいろいろ案件候補に挙げたらということで、3年前までは「自ら評価」案件候補としてリスク評価対象課題のみを選定していたのに対し、その後、ファクトシート作成とか情報収集を行う案件候補として選定というように、選定課題のカテゴリーを広げたという経過があったかと思えます。

ただ、ここのところで一般の方たちに提案を出しやすいようにということであいまいな募集分にすると、私もリスク評価やリスク管理関係の研究所におりまして、若いころから一般の方からの質問を受けたりしてきましたが内容は様々で、整理のしようがなくなってくることを危惧します。私自身は評価課題候補の募集についてはあくまでリスク評価関係に関連するものに限った方がよいと思います。その際募集の説明文において、日常的な日本語に合わないといって無理に訳すると違った意味でいろいろ解釈される可能性があるので、用語解説はきちんと行う、説明はすべきと思うけれども、それを無理に日本語に訳すというのは適切ではないと、個人的には思っているところです。

石川先生がおっしゃること、山本先生がおっしゃることも非常によく理解ができる場所ですけれども、そのあたりは食品安全委員会そのものはリスク評価機関ということですから、リスク評価においてはリスクという言葉も独特の意味をもっておりますので、それも問題になってしまいます。いずれにしても、基本用語については無理に日常的な日本語に訳さ

ず、意味の説明はリスクコミュニケーションでカバーしつつ、正確に表現する、というのは私の個人的な考えです。

○石川専門委員 私はリスクのことについて言っているのではなくて、ここの下線のところを先ほど強調されましたので、「物質、生物等のハザードがございましたら」という表現があります。このことについて本当にわかる人がどのくらいいるかということです。日本でハザードという言葉が一番普及しているのはハザードマップです。ハザードマップは日本語に訳すときに、要するに危険なところの地図ですね。日本語で訳すとしたらです。ところが、ここはそういうふうにやったら日本語には通じないですよ。だから、ハザードというのかもしれない。ハザードという表現をしているのかもしれませんが、これは伝わらないです。伝わりますか。

○川西座長 どうぞ。

○小森総務課長 それでは、ハザードの後ろに、確かに危険とかを書くと本当にリスクとの違いがあれなので、危害要因という言葉の後ろにつけさせていただいて、危害要因という言葉自体も難しい言葉ですけれども、逆に余りわかりやすくしてしまうと不正確になりますので、ここは後ろに危害要因という言葉をつけさせていただきたいと思います。

○川西座長 どうぞ。

○有路専門委員 一般の消費者に完全にわかる文章をつくらうというのは、リスクコミュニケーションをやっている側の人から言うと誤りで、複数回を繰り返さないとも分それは理解されるところには届かないと思います。今、事務局側から危害要因という言葉をつけるのはどうかという案を出されましたが、実際は恐らく注釈をつけるのが答えだと思っ
ていまして、食品安全委員会としては用語集をもう出しているわけですから、用語集を参照にしつつ、いわゆる下に注釈をつけて、その文章をそのまま貼るのが定義として一番正しいと思います。

以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。

○小森総務課長 それでは、ハザードの後ろに危害要因という言葉をつけ加えつつ、今ありがたい案をいただきましたので、用語集参照のようなものをこの文面の中に加えるということにさせていただければと思います。

○川西座長 それが妥当だと思います。ここはそんな対応で、これは基本的にはその対応でやって、必要に応じて委員の先生方にも確認をいただくということでは。

○小森総務課長 全員の委員に確認していただくのも大変だと思いますので、座長とまた相談をさせていただければと思います。

○川西座長 ほかにございますか。確かに普通の人がこの2-4を全部読むというのは、なかなか大変なことだなというのは思わないわけでもないです。

基本的には「自ら評価」はこれから来年の3月までにかけて、この委員会で選定していくということになりますけれども、まず、意見募集はこのスケジュール及び2-4の今のハザードのところは検討させていただくというような条件で、これでお認めいただけますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 ありがとうございます。

では、きょうの3つ目の案件「(3)平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について」ということですが、まず、事務局からこれについて説明をお願いします。

○小森総務課長 それでは、資料3-1と3-2に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料3-2のほうからごらんください。平成27年度の食品安全委員会緊急時対応訓練につきましては、前回2月の企画等専門調査会で資料3-2をベースに御議論をいただきまして、その後の食品安全委員会で、この内容で決定いただいたところでございます。

これを踏まえて、どのような訓練を行っていくのかということにつきまして、資料3-1で対応訓練の骨子案をお示しさせていただいているところでございます。訓練の体系としては、実務研修と確認訓練の二本立てでいくということでございます。その中で実務研修としては既に終わっておりますけれども、4月に緊急時対応手順研修を新任者を対象に実施済みでございます。

これからの取組としては、まずは情報発信研修として担当者外の者であっても夜間休日に緊急時の情報の立ち上げができるようにホームページの立ち上げの訓練ですとか、Facebook等も含めまして、情報掲載の研修を行いたいと考えてございます。去年は6月に1回行いました。ことしはよりきめ細かく複数回行うということで実施時期を6月～9月と幅を持たせて記載させていただいておるところでございます。

メディア対応研修は科学的な情報を国民にわかりやすく伝えていくための訓練でございますが、まず、メディアの関係者から基礎講義をいただいた後に、事務局職員を対象にハ

ザードの概要についての科学的な情報を国民にわかりやすく伝えていくための訓練をし、あわせて模擬記者会見を昨年度に引き続きやってみたいと考えてございます。この模擬記者会見等については、マスメディアの方も含め、外部の方から講評・助言をいただければと思っております。ここまでが食品安全委員会内部の研修ということになります。

そこまでで得られた技術、知識のレベルを確認するために、12月に消費者庁などとともに合同の実動訓練を行うという計画にしております。これは昨年もやりましたように実践的な形で非提示、あらかじめどういった事件が発生したかというようなことを受け手側のほうに隠したまま、徐々に情報が入ってくるというような形で、そうしたシナリオをもとに訓練していくということを想定しているものでございまして、消費者庁、農林水産省、厚生労働省、昨年度の例ですと文部科学省も加わりましたけれども、そういった形での訓練をしていくことを想定しているところでございます。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問、コメントはございますでしょうか。これは例年もっとたくさん資料を準備していただいていたのを比較的簡略に書かれていますけれども、例年と違うところという視点では、何かございますか。

○小森総務課長 例年、これまでと基本的に同じでございます。ただ、2カ所だけ変えてございます。先ほど申しましたように、昨年度までの例ですと、情報発信研修のところは6月に計画を立てていました。ただ、1回きりということではなくて、これは事務局内の研修でございますけれども、きめ細かくやりたいということで複数回やるということで時期を6月～9月に延ばしているところが昨年度との変更点の1点目。

もう一点は、確認訓練のところでは実施時期ですが、昨年度までは計画は11月けれども、実際にやるのは12月にずれ込むということがありまして、それで資料3-2を企画等専門調査会にお諮りしたときに、そういうことなので最初から実際に12月に行っているのですから、確認訓練は12月ということに計画の段階からしておきたいということで、以前お諮りし、了承を得ておりますので、それを反映させた形で、従来は11月としていたものを12月上旬にしたということでございます。

○川西座長 ありがとうございます。

何か質問、コメントはございますか。ないようです。それでは、これに従って、平成28年度の緊急時対応訓練を実施するようにお願いしたいと思います。

それでは、具体的な議事としては3つ終わりましたが、委員の先生方から、その他で何かございますか。ないようでしたら、事務局のほうから何かございますか。

○小森総務課長　　ございません。

○川西座長　　それでは、以上によって本日の議事は全て終了いたしました。次回の日程につきましては、どのようになっていますでしょうか。

○小森総務課長　　次回の企画等専門調査会は11月ごろを予定しております。食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告、これは今年度の分でございますけれども、中間報告。食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価、「自ら評価」の案件候補の選定について御審議をいただく予定にしております。詳しい日時につきましては、後日、事務局から御連絡をいたします。

○川西座長　　ありがとうございます。

　　それでは、以上をもちまして、「第18回企画等専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。